

2025年9月18日

東京地方裁判所民事第50部合D係 御中  
令和7年（ワ）第7441号 国家賠償請求事件  
原告 柴田 外3名  
被告 国

原告ら訴訟代理人

弁護士	高	野	隆	同	宮	村	啓	太
	同	谷	口	太	同	井	桁	大
	同	趙	誠	峰	同	吉	田	京
	同	亀	石	倫	同	小	林	英
	同	鵜	飼	裕	同	戸	田	善
	同	志	塚	永	同	馬	淵	未
	同	安	藤	光	同	平	岡	百
	同	齋	藤	賢				合

## 求釈明申立書 (1)

原告は、被告に対し、被告準備書面(1)について、反論に先立ち、下記の事項につき、釈明を求める。

記

### 1 求釈明事項①

被告は、刑訴法89条1号に関して、「保証金の担保によっては逃亡を防止することができないと定型的に考えられたために設けられた規定」と主張する（被告準備書面(1)37頁）。しかし、被告から、1号該当の犯罪を犯したものとして起訴された被告人について、他の犯罪を犯したものと比して逃亡を防止することができないことを裏付ける立証は一切なされていない。1号が被告人の保釈を受ける権利を剥奪するものであることに照らせば、その必要性・相当性の検証は不可欠である。そこで被告において、保釈の逃亡率について、罪刑別のデータを提出するよう釈明を求める。

## 2 求釈明事項②

被告は、刑訴法89条3号に関して、「同号に規定するような被告人は、定型的に逃亡のおそれが極めて強い」と主張する（被告準備書面(1)39頁）。しかし、被告から、3号に該当する被告人について、そうでない者と比して「逃亡のおそれが極めて強い」ことを裏付ける立証は一切なされていない。3号が被告人の保釈を受ける権利を剥奪するものであることに照らせば、その必要性・相当性の検証は不可欠である。そこで被告において、①公訴事実と同一の前科・前歴を有する者の保釈の逃亡率、②公訴事実と同種の前科・前歴を有する者の保釈の逃亡率、③公訴事実の内容や一件記録により、公訴事実の犯罪を反復する習性があるとされる者（③に該当した事案の例示として、甲A26別紙一覧表記載の事案41、48、50等）の保釈の逃亡率について、それぞれそうでない者と比較できる形式のデータを提出するよう釈明を求める。

以上